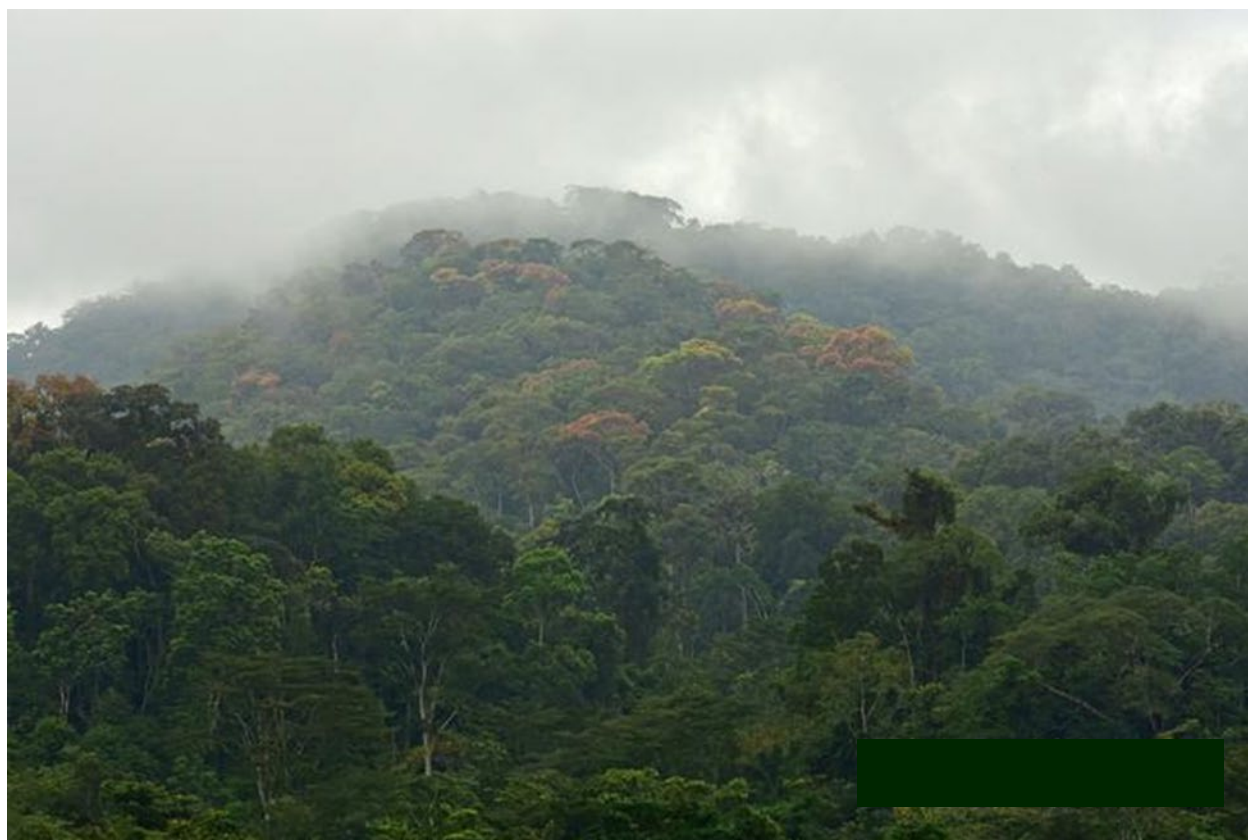


リベリア ニンバ山脈地帯森林保全プロジェクト

西アフリカ・ギニア森林ホットスポット

～残された最後の高地ギニア熱帯雨林の保全～



報告期間：2018年7月～2019年6月

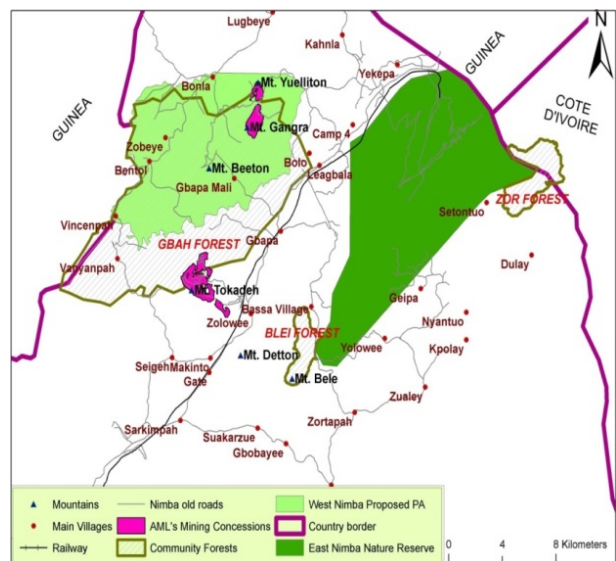
背景

リベリアは、アフリカ大陸の西、赤道の少し北に広がる西アフリカ地域に位置します。面積は、日本の本州の約半分で、世界 **102** 位の比較的小さい国です。西アフリカを覆っていた原生的な自然は、その大部分が既に失われ、今ではわずかに **1** 割が残るのみとされています。アフリカ全土の哺乳類種の四分の一以上が生息し、**20** 種もの霊長類が暮らす西アフリカ・ギニア森林ホットスポットは、他に行き場のない野生生物に生息地をкаろうじて提供していると言えます。リベリアは、そのほぼ全土が西アフリカ・ギニア森林ホットスポットに含まれ、衛星画像でみると、森林が失われてしまった周辺の国々の間に浮かぶ緑の島のようなようです。リベリアに残された森林は、世界的に重要な生物多様性の保全にとって重要であると同時に、リベリアの人々にとっても、森林からの様々な産物、エコツーリズムの機会、その他の生態系サービスを生み出す生活の基盤です。



西アフリカ・ギニア森林ホットスポット

2003 年に設立された東ニンバ自然保護区は、**1** 万 **1530** ヘクタールの熱帯雨林を有し、ニンバ地域に固有のニシコモチヒキガエル、カワウソに似たヒメボタモガーレ、チンパンジーといった絶滅の危機に瀕する種が生息する保全上重要な地域です。周囲には、**36** のコミュニティが何世代にもわたって森と共に暮らしてきました。コミュニティの生活の糧である狩猟、様々な森の産物の採集、また、土壌を回復させる休閑期をはさみながらの移動農業は、豊かな森があって初めて成り立つ営みです。一方で、コミュニティの人口に伴い、コミュニティの生活様式は、これまでの遊牧民的な移動生活から定着型の生活へと変化してきました。その結果、森林への圧力がこれまでになく大きくなっています。



東ニンバ自然保護区（濃緑）と周辺の村（赤点）

活動計画

プロジェクトでは、地元コミュニティによる自然資源の管理と保全を改善するため、保全契約を実施します。

保全契約は、CI が世界各地で用いている手法です。極めて貧しい生活を送るコミュニティにとって、短期的な収入は、先進国に暮らす人々とは比較にならない程に重要なため、そのために農地開拓、密猟、違法伐採など、身近にある自然資源からの搾取が行われてます。そのような場所で生物多様性や森林の保全を実現するには、コミュニティが保全という選択肢を選べるようにすることが必須です。保全契約は、コミュニティによる優先度の高い地域・種の保全活動と引き換えに、コミュニティに対して便益を提供するという仕組みです。保全活動は、焼畑、狩猟、林産物の採集といった生物多様性にとっての脅威に対応するように計画されるものです。また、便益は、コミュニティの持続可能な発展に貢献するものである必要があります。保全活動と便益の内容は、地元住民と話し合いを通じて決めていきます。

プロジェクトでは、また、生物多様性の保全の重要性に対する理解を広めるため、東ニンバ自然保護区の周辺での普及啓発活動を実施します。



東ニンバ自然保護区周辺のコミュニティ

概要

保全契約の再交渉を行い、Gbobaya と Yolowee の二つの村と無事再契約することができました。保全契約に定められた便益として、豚の飼育、「もうかる農業」の推進、水田づくり、小学校の改装に取り組みました。フロントライン保護官へのトレーニングを行い、フロントライン保護官がパトロールを続けています。また、関係者との調整会議も重ねています。

活動報告

事業項目 1-4 つの追加コミュニティでの事業実現可能性調査の実施

全体目標

- 保全契約に高い興味を持ち、保全活動に従事する能力のあるコミュニティを確定する

本年度目標

- 事業項目 1 は、昨年度で完了。

事業項目 2 - 保全契約の啓発・普及（既に実施中の 6 つの村および追加で 2 村での実施）

全体目標

- 対象コミュニティの全てのコミュニティメンバーが保全契約を学び、保全と生計に関わる組織や利益、実施について学ぶ。保全型の農業の推進を実施し、焼畑農法を減少させる

本年度目標

- 未設定

事業項目 3 - 最低でも追加 2 つの村において、保全契約を協議

全体目標

- 北部ニンバの 2 つのコミュニティにおいて、保全契約と生計向上を含む能力が構築され保全契約が実施される

本年度目標

- 未設定

報告

Gbobayee 村と Yolowee 村と保全契約の更新に向けた再交渉を行い、無事保全契約に合意しました。両村の村長、郡政府、県政府、森林開発局、東ニンバ自然保護区共同管理委員会、そして CI リベリアが署名しました。



保全契約の署名式

事業項目 4-コミュニティとの保全契約実施 3 ヶ年目

全体目標

- 保全契約の実施により 2 つのコミュニティに生計や保全効果が見られるようになる

本年度目標

- 未設定

報告

事業項目 3 で報告した通り、Gbobaye 村と Yolowee 村で保全契約を再交渉し、合意しました。

保全契約で定めた便益の提供

- a) 豚の飼育：これまで野生動物に現金収入とタンパク質を依存していた地元住民が野生生物の狩猟をやめられるよう、代替の現金収入・タンパク質源として豚の飼育を進めてきました。26 人の豚の世話人が給餌、衛生、疫病、世話、ワクチン等に関するトレーニングを受けました。餌を補充する植物を育てるため、5.5 エーカー（約 2 ヘクタール）を畑にしました。母豚が出産した子豚が順調に育っています。



Gbobayee 村の母豚と子豚（左）、豚の世話人のトレーニングの様子（右）



Gboyayee 村のキャッサバ（左）、Yolowee 村に植えられたパパイヤ（右）

- b) 「もうかる農業」：各村から 10 名の合計 20 名の農民を対象に、農民グループの規定や規約に関するトレーニングを行いました。規定や規約が作成され、承認されました。
- c) 水田：Gbobaye 村で、水田づくりを進めています。20 名（男性 16 名、女性 4 名）がトレーニングを受け、苗床を準備し、水田 9 区画をつくりました。



Gbobaye 村の水田準備地（左）、水田づくりの様子（右）

- d) 小学校の改装：Yolowee 村の小学校の改装として、壁を塗り、トタンを屋根に新しくしました。



Yolowee 村の小学校

保全契約の遵守状況のモニタリング

保全契約のモニタリングは、保全契約に定められた内容をコミュニティが守り、東ニンバ自然保護区及びその周辺とコミュニティ林での違反行為を減らすために重要です。パトロールと普及啓発活動を担っているフロントライン保護官がモニタリングの役目を果たしています。

今年、25 人のフロントライン保護官を対象に、2 つの復習トレーニングを実施しました。一年で、842 回のパトロールを行い、70 の違反行為（東ニンバ自然保護区で 40、周辺で 30）が報告されました。



パトロール中のフロントライン保護官（左）、パトロールの報告をする Gbobotayee 村のフロントライン保護官代表（右）

関係者との調整

東ニンバ自然保護区を含むニンバ地域における生物多様性プロジェクトの実施状況、戦略、機会などについて話し合うための調整会議が 10 回開かれました。こういった会議は、同じ地域での活動や役割の重複を避け、コミュニティによる保全契約の違反に対処するための様々な戦略も話し合うプラットフォームとして重要です。

* 報告書中のすべての写真は©Conservation International/photo by Alison Miah